

平成30年度第1回宇治市情報公開審査会会議録

会議名	平成30年度第1回宇治市情報公開審査会
日時	平成30年5月31日(木) 午前10時00分～午後0時15分
場所	宇治市役所 8階 大会議室
出席者	<p>(委員) 片桐委員 原田委員 吉田委員 吉政委員 吉松委員 (事務局) 木村副市長 本城部長 松井副課長 鶴谷係長 森岡主任 豊田主事 (実施機関) 歴史まちづくり推進課 平野副部長 谷口副課長 原田主任 (審査請求人) 1人 (傍聴者) 1人</p>
<p>平成30年度第1回情報公開審査会の開会に先立ち、副市長から各委員へ委嘱状の交付を行った。</p> <p>(1) 副市長から各委員へ委嘱状が交付された。 (2) 副市長から挨拶が行われた。 (3) 事務局から、事務局職員の紹介を行った。</p> <p>その後、会長の選出及び職務代理者の指名を行った。</p> <p>(1) 会長の選出 委員の互選により、片桐委員が会長となった。会長から就任に当たっての挨拶が行われた。</p> <p>(2) 職務代理者の指名 会長の指名により、吉田委員が会長職務代理となった。会長職務代理から就任に当たっての挨拶が行われた。</p> <p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について ア 平成29年度情報公開制度実施状況について(報告事項) イ 平成29年度審議会等の会議の公開制度運用状況について(報告事項) ウ 公文書非公開決定に係る審査請求について(審議事項)</p> <p>(2) 資料説明 事務局から、平成29年度情報公開制度実施状況について、平成29年度審議会等の会議の公開制度運用状況について及び公文書非公開決定に係る審査請求についての資料の説明を行った。</p>	

3 報告事項 平成29年度情報公開制度実施状況について

(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

(会 長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。

(委 員) 決定単位42番の存否応答拒否についてだが、存否を明らかにしないと、こういうことが起こっているかどうか市民が全く分からないことになるが、どう考えてのことか。

(事務局) 宇治市内のいずれかの学校でこういった事象があったかについても回答できないという決定である。

(委 員) それでよいのか。市民からすれば、昨今特にこのようなことに関心があると思う。そんな中で宇治市としてあるかないかも含めて非公開となると、疑念が膨らむのではないか。

(事務局) 宇治市情報公開条例第6条第2号に規定している個人情報に該当するため非公開としているが、同号で規定する個人情報として、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお、個人の権利利益を害するおそれがあるものも含まれており、問題事象の中のわいせつ事案については被害者の児童への配慮として、どこの学校であったかを明らかにすることによって当該規定に該当する可能性があるため配慮が必要であるという判断であった。

(委 員) 宇治市内の市立小中学校は全部で何校あるのか。

(事務局) 約30校である。

(委 員) 特定の学校でとなると先程の説明も分かるが、約30校のうちどこにもあるかないか言えないとするのは、やりすぎではないか。

(委 員) 文書の中身を確認していないため、部分的にも公開すれば、断片からこの人だと分かっただけでは問題かと思うが、それも非公開で足りる。不存在や存否応答拒否は却って疑念を生む。そのため、市政運営の姿くらいは分かるような形にしたほうがよいのではないか。もちろん個人情報の保護は大切であり、わいせつ事案については被害者の保護が重要な課題である。他方で、適切な学校運営をしているというメッセージを発信し、事案について把握し対処しているということに繋げるためにも、あったかなかったかも言えないということはやりすぎである。

(委 員) 平成28年度公開請求 No331以降と書いているが、当時はどのように回答したのか。

(事務局) 平成28年度の京都府の学力診断テスト一式と平成28年度の全国学力学習状況一式、平成26年度から平成28年度分の教員の不適切な指導に係る文書を請求されたものである。条例第6条第2号及び第5号該当として部分公開決定をしている。

平成30年度第1回宇治市情報公開審査会会議録

- (委員) その決定の中にはわいせつ事案について元々入っていなかったのか。
- (事務局) そうである。
- (委員) そうであれば存否応答拒否をしてもおかしい話ではないか。毎回同じように存否応答拒否をしていなければおかしい。
- (事務局) 教育委員会に確認したところ、今後同様の請求があった場合は、平成29年度と同様の決定を行っていくとのことである。
- (委員) その方針でいくというのは、審査会としては強い懸念を持つと伝えていただきたい。
- (委員) 平成28年度はたまたまなかったからか。
- (事務局) なかったかは分からないが、平成29年度については新聞報道があり、京都府南部でそのような事象があったことを踏まえての請求であった。
- (委員) 分からなくはないが、市政運営として存否応答拒否はよほどのことがない限りすべきではない。
- (事務局) 京都府南部でそういう事象があったと報道された際に、請求者が各教育委員会に請求して絞り込みをかけていくことが考えられる。宇治市の場合は約30校あり、そのうちのどこか分からないが町、村となると特定される懸念があり足並みを揃えて存否応答拒否とする意識が働いたかと思う。
- (委員) 少なくとも京都府南部ではその運用で統一されているということか。
- (事務局) 統一されているかは分からない。
- (委員) そういう運用にするということはよくないのではないか。現場の事務方には実質的に各情報の趣旨や文脈を適切に判断するという難しいことをしてもらうことになるが、存否を明らかにできないということはやりすぎである。
- (委員) 社会的な関心として、他市でそういう事案を起こした教員が別の市に移って教職に就いているという疑いの目が見受けられることもある。その意味では教員の適正管理をしており、そういうことがあれば把握して対処していると言うためにも、事案の存否程度は言うべきではないか。
- (会長) 他に何かあるか。
- (委員) 決定単位31番についてだが、テロのおそれという理由で部分公開決定としているが、何でもありなのか。
- (委員) 水源の保護は重要であるが、テロという言い方はどうかと思う。
- (委員) 第3号と第6号で非公開にしているものの違いは何か。
- (委員) 市の公共施設も含まれているのでは。
- (委員) 項目は同じだが対象が違うということか。
- (委員) 市の施設は第5号ではないのか。
- (委員) 水道ということから第6号にしているのでは。
- (委員) テロの対象になる可能性があるというようなものを認めると何でもありにな

平成30年度第1回宇治市情報公開審査会会議録

るのではないか。

(委員) マンションの受水槽だと大変なことになるが、個別具体的に見てほしい。そのような意見があったと伝えてほしい。

(会長) よろしいか、それでは次に移る。

4 報告事項 平成29年度審議会等の会議の公開制度運用状況について

(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

(会長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。なければ次に移る。

5 審議事項 公文書非公開決定に係る審査請求について

会長から、本審議事項については非公開にて審議するとの説明が行われた。

○非公開部分の概要

(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 審査請求人の意見陳述及び意見陳述に対する質疑応答が行われた。

(3) 実施機関の意見陳述及び意見陳述に対する質疑応答が行われた。

(4) 審議が行われた。

6 その他連絡事項等について

次回開催の審査会の日程の確認等を行った。

7 閉会

(会長署名)